

橋本市
介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和6年4月版)

要支援者については、認定の更新等により要支援認定を受けた方のみ、総合事業のサービスコード表を使用します

総合事業については、市町村によってサービスコードや基準が異なります。

橋本市内の事業者が他市町村の被保険者(住所地特例対象者を除く)に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、橋本市外の事業者が橋本市の被保険者(住所地特例対象者を除く)に対してサービスを提供する場合は、橋本市の基準等により、橋本市のサービスコードを使用します。

訪問型サービス

1 橋本市訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コード A2)

橋本市の被保険者(住所地特例対象者を除く)については、訪問介護相当サービス(みなし)のコードは使用せず、すべての事業所が訪問介護相当サービス(独自)のサービスコードを使用します。

2 橋本市訪問型サービス A(独自)サービスコード表(サービス種類コード A3)

緩和した基準によるサービスとしての訪問型サービス A の指定を受けた事業所がサービスを提供した場合に使用します。

通所型サービス

3 橋本市通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コード A6)

橋本市の被保険者(住所地特例対象者を除く)については、通所介護相当サービス(みなし)のコードは使用せず、すべての事業所が通所介護相当サービス(独自)のサービスコードを使用します。

4 橋本市通所型サービス A(独自)サービスコード表(サービス種類コード A7)

緩和した基準によるサービスとしての通所型サービス A の指定を受けた事業所がサービスを提供した場合に使用します。